

# 粟島公園外維持管理業務委託仕様書

## 1 業務内容

	業務名	摘要
1	維持管理作業	・ 施業月:4月～12月・3月。
2	清掃作業	・ 施設清掃 施業月:4月～12月・3月。 トイレ清掃 通年週2回(月・金)。
3	除草作業	・ 都市公園・その他公園＝施業月:5・7・8・9月(1回/月)。 開発公園＝施業月:5～9月の間に2回程度。
4	樹木の剪定及び害虫防除作業	・ 剪定:適宜実施。
5	生き物の飼育作業	・ 粟島公園(コイ)・清流の里川瀬公園(コイ)
6	樹木雪囲い及び撤去作業	・ 粟島公園・吉沢公園。施業月:11月～3月。
7	市道植樹樹の管理作業	・ 機械除草・低木の剪定。施業月:4月～11月(2回程度)。

## 2 対象施設

	区分	数量	施設名
1	都市公園	6	粟島公園・南公園・西公園・東公園・太田児童公園・清流の里川瀬公園
2	その他公園	5	町屋公園・吉沢公園・清流の里川瀬ハンノキ群生地・山崎環境保全林公園 ・尻上公園
3	開発公園	45	開発行為等に伴い建設され帰属を受けた施設等。
4	その他施設	6	市道の植樹樹。 (市道駅前桜橋三本木線・大川前赤海線・本町三本木線・北中学校線・白山1号線・ 白山北五泉駅前線)
	計	62	

(※1～3の公園については、別紙公園維持管理施設一覧表による。)

3 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 4 特記事項

- (1) 実施にあたっては上記事項を基本とするが、現地の状況等を勘案し実施すること。
- (2) 作業時間は、8時間/1日とする。ただし、東公園のトイレ清掃は4時間/1日とする。
- (3) 人員の配置については、必要に応じ予算の範囲内で適宜調整の上適切に実施すること。
- (4) 毎月の作業実施後、当該月の就業状況がわかる管理日誌等を報告すること。
- (5) 委託料の請求については、当該月の総額を記載した請求書をもって行うこととする。
- (6) 委託料の支払いについては、当該事業に係る都市整備課と農林課の各予算の割合に応じて支払うこととする。

## 5 協議

- (1) この仕様書に明示されないもの、また疑義を生じたときは、委託者、受託者協議の上決定するものとする。